

東海村宿泊施設環境整備支援補助金

村では

コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による資源価格上昇に伴う物価高騰等の状況の中、宿泊事業者が行う新たな顧客需要の開拓及び収益力向上の取組を支援することにより経営の継続及び安定化を図るため、宿泊施設の高付加価値化を伴う環境整備等に要する経費の一部を支援します。

【対象者】 次のすべてを満たす方

- ① 村内の宿泊施設を継続して1年以上営む者
- ② 営業にあたり官公署の許可・認可を受け、届出を行っている者
- ③ 村税を滞納していない者
- ④ 東海村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

【補助額】 上限：1 宿泊施設あたり200万円 補助率：1/2

【補助事業】

- 宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修
- 宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備
若しくはユニバーサル化
- 省エネルギー又は省力化に関する設備の整備

【補助対象経費】 委託料（設計費）、工事請負費、備品購入費

詳細は裏面をご覧ください。

補助事業（例）

宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修	<u>宿泊客以外の者にも開放された共有スペースの設置又は改修に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</u> （1）宴会場など大スペースの稼働率を向上させる改修（会議室・研修室・サテライトオフィス等） （2）日帰り需要を取り込める改修（入浴施設・ラウンジ等） （3）客単価を向上させる改修（エステサロン・体験工房等） （4）その他村長が認める工事請負費及び委託費（設計費），備品購入費
宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備若しくはユニバーサル化	<u>宿泊客の利便性を向上させるための施設の改修又は設備の整備若しくはユニバーサル化に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</u> （1）客室内浴室の設置 （2）和式トイレから洋式トイレへの改修 （3）W i - F i 機器の導入 （4）自転車館内に駐輪する等の設備の整備 （5）サウナ施設の整備 （6）和室の洋式化 （7）客室，食事処，浴場等のユニバーサル化 （8）その他村長が認める工事請負費及び委託費（設計費），備品購入費
省エネルギー・省力化に関する設備の整備	<u>省エネルギー又は省力化に関する設備の整備に必要な工事請負費，委託費（設計費）及び備品購入費（取得価格が1万円以上の物品）</u> （1）高性能ボイラー，省エネ型換気・空調設備 （2）L E D照明等の整備 （3）客室制御システムの導入 （4）自動チェックインシステムの導入 （5）キャッシュレスシステムの導入 （6）その他村長が認める工事請負費及び委託費（設計費），備品購入費

補助事業実施期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日

【お問合せ】

○申請（事業）内容や書類作成に関すること

東海村創業支援室（アイヴィル2F）（東海村舟石川駅東3-1-1 TEL029-212-5700）

○補助制度や手続きに関すること

東海村産業部産業政策課（アイヴィル1F）（東海村舟石川駅東3-1-1 TEL029-282-1711）